

障がい者グループホーム運営法人 各位
グループホーム管理者 各位

大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課長

障がい者グループホームの実態に関する調査について（依頼）

日頃より、本府の障がい福祉施策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月施行の消防法施行令の改正により、自力避難が困難な者（障がい支援区分 4 以上）が主として入居する社会福祉施設等については、延床面積に関わらず、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることとなります。（既存の施設については、平成 30 年 3 月まで経過措置あり）

つきましては、グループホームの現状と今回の法令改正による影響等について把握するため、別添のとおり調査を実施したく存じます。

調査回答要領につきまして、以下のとおりお願いいたします。

このお願い文書は、各グループホーム事業所に F A X にて送信しています。

調査票につきましては、「住居」ごとに 1 枚ずつ作成のうえ、返信をお願いします。

事業所又は法人で、「全住居」の回答を取りまとめの上、返信をお願いいたします。

返信方法は、E メール・F A X のいずれかの方法でお願いいたします。

なお、大阪市内にある住居につきましては、別途、大阪市より照会を行いますので大阪市内を除く住居についてご回答ください。

また、ご回答にあたっては、極力電子データでのご回答をお願いいたします。

下記 URL にアクセスし、様式ファイルをダウンロードの上、E メールでのご回答をお願いいたします。

以上、大変お手数ですがよろしくお願いいたします。

記

【ダウンロード先 URL】：http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/gh26.html

【回答期限】平成 26 年 7 月 31 日（木）まで

《調査票送付先・問い合わせ先》

大阪府福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課
推進グループ（担当：古賀・江川）

TEL(直通)：06-6944-6696

FAX：06-6944-6674

Email:<seikatsukiban@sbox.pref.osaka.lg.jp>

障がい者グループホームの実態に関する調査票

※住居ごと（大阪市を除く）にご記入ください（共同生活住居が複数ある場合は、お手数ですがコピーをしてご記入ください。）

※平成26年7月1日現在の状況についてご記入ください。 （平成 年 月 日現在）

法人名			
事業所名		住居名	
住居の所在地			
担当者名及び連絡先	電話（ — ）	FAX（ — ）	
Email アドレス			

【1】グループホームの概況について ※住居の所在地欄にはマンション、アパート名等もご記入ください。

- ①住居の定員数（ ）人
- ②現在の入居者数（ ）人
- ・現在の入居者の障がい支援区分の内訳
非該当（ ）人、区分1（ ）人、区分2（ ）人、区分3（ ）人
区分4（ ）人、区分5（ ）人、区分6（ ）人
- ③夜間支援員の人数（ ）人
- ・夜間支援体制（ : ） 記入例（ 6 : 1 ）
※夜間支援員が他の住居の方も支援する場合、その人数も含めた体制をご記入ください。
 - ・夜間支援員の勤務形態 夜勤（ ）人、宿直（ ）人、その他（ ）人
- ④施設の運用状況（該当する項目に○をつけてください。）
- ・（ ）障がい支援区分4以上の入居者が8割以上である（消防法施行令別表6項ロに該当すると想定）
 - ・（ ）障がい支援区分4以上の入居者が8割未満である（消防法施行令別表6項ハに該当すると想定）
 - ・（ ）共同住宅など他の用途との複合物件である（消防法施行令別表5項ロ・16項イに該当すると想定）
- ⑤建築基準法上の用途区分（一般住宅 寄宿舍 共同住宅 長屋 よくわからない その他（ ））
- ⑥物件の種類（ 賃貸 購入 新築 ）
- ⑦建物の構造（ 鉄筋 鉄骨 木造 よくわからない その他（ ））
- ⑧スプリンクラー設備の設置がすでに（ ある ・ ない ）
- ⑨建物の形態（該当する項目に○をつけてください。）
- ・一戸建て ⇒【2】へお進みください。
 - ・共同住宅 【 マンション アパート 公営住宅 UR賃貸住宅 】 ⇒【3】へお進みください。
 - ・その他（ ）

【2】一戸建てに入居している場合

①物件の階数（ ）階建 うちグループホームは（ ）階部分

②物件の延べ床面積（ ）㎡ うちグループホームの延べ床面積（ ）㎡

③入居者の居室数 1階（ ）室 2階（ ）室 3階（ ）室

④世話人・生活支援員の部屋が（ ある ・ ない ） 「ある」場合、部屋は（ 1・2・3 ）階にある

⑤バルコニーが（ ある ・ ない ） 「ある」場合、バルコニーの場所は（ 2・3 ）階にある

【3】共同住宅に入居している場合

①共同住宅の階数（ ）階建の（ ）階部分 うちグループホームの専有部分の面積は（ ）㎡

②共同住居の1階に店舗が入っているなど、グループホーム以外の物件が入居している（ ある ・ ない ）

③共同住宅は（ 開放型 ・ 中廊下型 ・ 階段室型 ）である。 もしくは（ よくわからない ）

【参考】 ・開放型 → 各住戸の玄関が外気に開放された廊下に面している住宅

 ・中廊下型 → 真ん中が廊下で各住戸が両側に並んでいる住宅

障がい者グループホームに係る消防法一部改正の概要

1 適用時期

平成 27 年 4 月 1 日より適用

※ただし、既存のグループホーム（新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものも含む）については、平成 30 年 3 月まで 3 年間の猶予期間あり。

2 主な改正事項

① スプリンクラー設備の設置義務

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）の施行により、グループホーム（重度の障がい者が概ね 8 割を超えるもの）※1 については、従来の面積要件（延べ面積 275 m²以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることとなる。

※1 消防法施行令別表第 1（6）項口関係

② 自動火災報知設備の設置義務

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）の施行により、グループホーム※2 について、従来の面積要件（延べ面積 300 m²以上）が撤廃され、全てのグループホームに自動火災報知設備の設置が義務付けられることとなる。

※2 消防法施行令別表第 1（6）項ハ関係

※本紙については、あくまでも概要を示すものであるため、詳細（免除規定等）につきましては、各事業所において必ず、消防庁ホームページ等でご確認くださいようお願いいたします。